

○地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続を定める要綱

平成30年10月9日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。))第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)を条例で定めるために必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「指定特定非営利活動法人」とは、指定(特定非営利活動法人を地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。)を受けた特定非営利活動法人をいう。

(指定の申出)

第3条 特定非営利活動法人は、地方税法第314条の7第3項に規定する申出をしようとするときは、指定特定非営利活動法人指定申出書(第1号様式)により、町長に申し出るものとする。

2 前項の申出書には、神奈川県知事に提出した地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例(平成23年神奈川県条例第48号。以下「県手続条例」という。))第3条第1項に規定する申出書の写し及び同条第2項に掲げる書類の写しを添付するものとする。

(指定のために必要な手続)

第4条 町長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次の各号のいずれにも該当するときは、指定のために必要な手続を行うものとする。

(1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法

人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39条。以下「県指定条例」という。)  
別表に掲げられている特定非営利活動法人であること。

(2) 寒川町内で法第2条第1項に規定する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であること。

(指定の通知等)

第5条 町長は、指定をしたときはその旨を、前条の手続を行わないことを決定したとき又は指定をしないときはその旨及びその理由を、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに書面により通知するものとする。

2 町長は、指定をしたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び当該指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 名称

(2) 代表者の氏名

(3) 主たる事務所及び神奈川県内の事務所の所在地

(4) 指定の効力を生じた年月日

(5) 当該指定特定非営利活動法人が現に行っている事業の内容

(6) その他町長が必要と認める事項

(指定の更新の申出)

第6条 指定特定非営利活動法人は、指定の効力の有効期間を経過した日以後も引き続き指定特定非営利法人として特定非営利活動を行おうとするときは、県手続条例第9条第1項の規定による指定の更新の申出をし、当該指定の更新がなされた後、速やかに指定特定非営利活動法人指定更新申出書(第2号様式)により、町長に指定の更新の申出をするものとする。

2 第3条から前条までの規定は、前項の指定の更新の申出について準用する。

(変更等の届出)

第7条 指定特定非営利活動法人は、役員名簿若しくは定款又は第5条第2項各号に掲げ

る事項に変更があったときは、遅滞なく指定特定非営利活動法人変更届出書(第3号様式)により、その旨を町長に届け出るものとする。

- 2 前項の届出が第5条第2項第1号又は第3号(主たる事務所の所在地に係るものに限る。)に掲げる事項の変更によるものであるときは、町長は、指定に係る特定非営利活動法人の名称等の変更のために必要な手続を行うものとする。

(法人及び事業の概要報告書の提出等)

第8条 指定特定非営利活動法人は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、指定特定非営利活動法人及び事業の概要報告書(第4号様式)を町長に提出するものとする。

(指定特定非営利活動法人の合併)

第9条 指定特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、法第34条第3項の認証の申請をした日から1月以内に、指定特定非営利活動法人合併申請届出書(第5号様式)により、その旨を町長に届け出るものとする。

- 2 第3条第2項、第4条及び第5条の規定は、前項の規定による指定特定非営利活動法人の合併の届出について準用する。

(指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)

第10条 町長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うものとする。

- (1) 県指定条例別表から削除されたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。
- (3) 更新申出期間内に、第6条第1項の指定の更新の申出をしなかったとき。
- (4) 指定特定非営利活動法人から指定特定非営利活動法人指定取消申出書(第6号様式)により指定の取消しの申出があったとき。
- (5) 指定特定非営利活動法人が解散したとき。(合併により解散したときを除く。)

- 2 町長は、前項の規定により指定が取り消されたときは、当該特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を速やかに書面により通知するものとする。
- 3 町長は、指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその理由を周知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月9日から施行する。